

旅券を使用させて「研修生」として入国させ稼働させていた機関や、研修生に月100時間を超える所定時間外作業を行わせていた機関があるほか、劣悪な環境の宿舎に居住させたり、旅券等を強制的に取り上げる等の研修生・技能実習生の人権侵害に至るような事例も指摘されています。また、研修生が受入れ機関の職員を殺害するという、不幸な事件も発生し、新聞等で大きく報道されるなど、制度の不適正な運用に対する社会的な批判も高まっています。

(3) 政府の対応

上記のような問題点に対し、近年、政府は次のような方針を示すなどしました。

① 各省の副大臣等によって平成18年3月に設置された「外国人労働者問題に関するプロジェクトチーム」は、同年6月22日に「外国人労働者の受入れを巡る考え方のとりまとめ」を提言しており、この中で、現状の研修・技能実習の問題点に関し、特に団体監理型研修（商工会や中小企業団体等の団体が研修を監理する受入れの形態）において、制度本来の目的を離れ低賃金・単純労働者の受入れとなっている実態や、一部の受入れ機関や実習実施機関において人権侵害や労働基準法違反の問題が生じていることが指摘されています。

② 平成19年6月22日に「規制改革推進のための3か年計画」が閣議決定され、外国人研修・技能実習制度に係る法令の整備について、「実務研修中の法的保護の在り方」、「技能実習生に係る在留資格の整備」、「法令以外の規定に基づく規制等の見直し」の各項目について、遅くとも平成21年通常国会までに関係法案を提出することなどとされています。

(4) 指針改訂の意義

入国管理局では、平成11年に旧指針を策定し、これに従った制度の適正な運用を求めてきたほか、平成17年3月に策定した「第三次出入国管理基本計画」においても「制度の趣旨にのっとった運用の適正化を図る」とし、受入れ機関に対する実態調査を強化するなどしてきました。

しかしながら、上記(2)のような問題事例は依然として存在し、こ